

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

|                                                                    |                                                                                                     |         |           |     |      |
|--------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-----------|-----|------|
| 会社名                                                                | Jトラスト株式会社                                                                                           |         |           | コード | 8508 |
| 提出日                                                                | 2025/3/6                                                                                            | 異動（予定）日 | 2025/3/25 |     |      |
| 独立役員届出書の提出理由                                                       | 2025年3月25日開催予定の定時株主総会において、山下禎治氏が社外取締役<br>に選任された場合は新たに独立役員として指定するため。<br>また、社外監査役全員を新たに独立役員として指定するため。 |         |           |     |      |
| <input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1） |                                                                                                     |         |           |     |      |

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

| 番号 | 氏名    | 社外取締役／<br>社外監査役 | 独立役員 | 役員の属性（※２・３） |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |          |    | 異動内容 | 本人の<br>同意 |
|----|-------|-----------------|------|-------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----------|----|------|-----------|
|    |       |                 |      | a           | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | 該当<br>なし |    |      |           |
| 1  | 畑谷 剛  | 社外取締役           | ○    |             |   |   |   |   |   |   |   |   | ○ |   |   |          |    | 有    |           |
| 2  | 名取 俊也 | 社外取締役           | ○    |             |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   | ○        |    | 有    |           |
| 3  | 福田 進  | 社外取締役           | ○    |             |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   | ○        |    | 有    |           |
| 4  | 干場 謹二 | 社外取締役           | ○    |             |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   | ○        |    | 有    |           |
| 5  | 山下 禎治 | 社外取締役           | ○    |             |   |   |   |   |   |   |   |   | ○ |   |   |          | 新任 | 有    |           |
| 6  | 山根 秀樹 | 社外監査役           | ○    |             |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   | ○        | 指定 | 有    |           |
| 7  | 小島 高明 | 社外監査役           | ○    |             |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   | ○        | 指定 | 有    |           |
| 8  | 植田 統  | 社外監査役           | ○    |             |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   | ○        | 指定 | 有    |           |
| 9  | 猪狩 稔  | 社外監査役           | ○    |             |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   | ○        | 指定 | 有    |           |

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

| 番号 | 該当状況についての説明（※4）                                                                                                           | 選任の理由（※5）                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 畑谷剛氏は株式会社西京銀行の業務執行者であり、当社と同行との間には資金の借入れ及び融資保証業務等の取引関係があります。取引の規模・性質に照らしていずれも通常の範囲の取引であり、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断しております。   | 同氏は、株式会社西京銀行の役員として市場金融に関する豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の経営に対して有益なご意見やご指導をいただけるものと判断しております。また、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」Ⅲ 5.（3）の2」に定められた事項のいずれにも該当しておらず、十分な独立性を有しているため、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定します。                                                                                       |
| 2  |                                                                                                                           | 名取俊也氏は、弁護士資格を有しており、長年に亘り法曹界等で培ってきた豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の経営に対して有益なご意見やご指導をいただけるものと判断しております。また、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」Ⅲ 5.（3）の2」に定められた事項のいずれにも該当しておらず、十分な独立性を有しているため、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定します。                                                                               |
| 3  |                                                                                                                           | 福田進氏は、国税庁長官や内閣官房副長官補などの要職を歴任しており、退官後は上場会社の社外取締役、社外監査役として企業経営に携わるなど豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の経営に対して有益なご意見やご指導をいただけるものと判断しております。また、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」Ⅲ 5.（3）の2」に定められた事項のいずれにも該当しておらず、十分な独立性を有しているため、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定します。                                               |
| 4  |                                                                                                                           | 干場謹二氏は、警察庁における要職を歴任された豊富な経験と反社会的勢力排除を含む危機管理等に関する幅広い見識を有していることから、当社の経営に対して有益なご意見やご指導をいただけるものと判断しております。また、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」Ⅲ 5.（3）の2」に定められた事項のいずれにも該当しておらず、十分な独立性を有しているため、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定します。                                                                       |
| 5  | 山下禎治氏は、株式会社西京銀行の業務執行者であり、当社と同行との間には資金の借入れ及び融資保証業務等の取引関係があります。取引の規模・性質に照らしていずれも通常の範囲の取引であり、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断しております。 | 同氏は、株式会社西京銀行の役員として銀行経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の経営に対して有益なご意見やご指導をいただけるものと判断しております。また、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」Ⅲ 5.（3）の2」に定められた事項のいずれにも該当しておらず、十分な独立性を有しているため、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定します。                                                                                       |
| 6  |                                                                                                                           | 山根秀樹氏は、金融機関において要職を歴任しており、豊富な経験・知識を有していることから、監査機能の一層の強化が図れるものと判断しております。また、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」Ⅲ 5.（3）の2」に定められた事項のいずれにも該当しておらず、十分な独立性を有しているため、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定します。                                                                                                      |
| 7  |                                                                                                                           | 小島高明氏は、外務省にて培われた国際情勢・経済・文化等に関する高い見識や特命全權大使その他の要職を歴任された豊富な経験と有し、客観的な見地からご意見やご提言をいただくことで、当社グループ企業全体の経営に対する適切な監督を行っていただけるものと判断しております。また、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」Ⅲ 5.（3）の2」に定められた事項のいずれにも該当しておらず、十分な独立性を有しているため、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定します。                                          |
| 8  |                                                                                                                           | 植田統氏は、企業経営者としての実務経験、企業経営に関するコンサルタントとしての企業経営に関する高度の知見と経験及び会社法をはじめとした企業法務全般に精通する弁護士としての専門的な知識と幅広い経験を有しており、客観的な見地からご意見やご提言をいただくことで、当社グループ企業全体の経営に対する適切な監督を行っていただけるものと判断しております。また、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」Ⅲ 5.（3）の2」に定められた事項のいずれにも該当しておらず、十分な独立性を有しているため、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定します。 |
| 9  |                                                                                                                           | 猪狩稔氏は、税務当局の要職を歴任し、現在は税理士としての幅広い業務経験と専門的知識を有しており、客観的な見地からご意見やご提言をいただくことで、当社グループ企業全体の経営に対する適切な監督を行っていただけるものと判断しております。また、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」Ⅲ 5.（3）の2」に定められた事項のいずれにも該当しておらず、十分な独立性を有しているため、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定します。                                                         |

#### 4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。  
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。